

令和7年8月7日

栃木労働局

職業安定部職業安定課におけるメールの誤送信について

栃木労働局（局長 かわぐち ひでひと 川口 秀人）は、職業安定部職業安定課で発生した個人情報漏えいについて、以下のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1 事案の概要

令和7年5月16日、職業安定部職業安定課（以下「安定課」という。）において、複数の者にメールを一斉送信する際に、メールアドレスを「BCC」にすべきところを「TO」で送信したため、メールアドレスが漏えいする事案が発生した。

2 事実経過

- （1）令和7年5月16日午前、職員Aが、求人情報提供サービス利用の利用実績提出依頼を14法人に対して、メールで一斉送信した。
- （2）その後、1法人から「送られてきたメールに「CC」で他の法人のメールアドレスが載っている」との連絡を受けたことにより、メールアドレスの情報が漏えいしていることが判明した。
- （3）判明後、安定課より総務部総務課（以下「総務課」という。）に情報漏えい事案の発生を報告した。
- （4）報告後から正午頃まで、14法人に対して、職員Aの上司が電話で謝罪をするとともに、送信したメールの削除を依頼。14法人からは削除した旨の回答及び第三者にメールを転送していないことを確認した。

3 発生原因

- （1）外部の複数の者に対してメールを一斉送信する際は、宛先を「BCC」にする基本動作が徹底されていなかったこと。
- （2）メールを送信する前に別の職員が入力ミスをしていないかの確認を怠ったこと。

4 再発防止策

- （1）安定課における取組

【令和7年5月16日】

- ・ 安定課長から職業安定部全職員に対して、外部の複数の者に対してメールを一斉送信する際は、所属専用アドレスを使用するとともに、メールを送信する前に別の職員が入力ミスをしていないかダブルチェックを行うよう指示した。

【令和7年5月19日】

- ・ 安定課長から職業安定部全職員に対して、「個人情報保護に関する研修テキスト」の漏えい事案発生時の緊急自主点検を実施するよう指示した。
- ・ 安定課長から労働局内各部室並びに全監督署及び安定所に対して、事案の概要、経過、発生原因を共有するとともに、メール送信時における手順の徹底を図った。

(2) 総務課における取組

【令和7年5月20日】

- ・ 総務課長から労働局内各部室並びに監督署及び安定所に対して、改めて厚生労働省外部の複数の者に対してメールを一斉送信する際は、メールアドレス入力後、入力ミス・選択ミスをしていないか、送信する前に確実にチェックするように指示するとともに、当該チェックを徹底するため、下書きの段階で一度保存、印刷し送信するアドレス（BCCを含む。）を別の職員とのダブルチェックで確認することの注意喚起を行った。また、全職員に漏えい防止のためのセルフチェックを実施するよう指示した。
- ・ 上記注意喚起及びセルフチェック実施後10月に実施予定の署所長会議前までに、当該取扱いが遵守されているかどうかを改めて確認し、遵守されていない状況を把握した場合は研修を実施して当該取扱いを遵守させる。

担 当	栃木労働局職業安定部職業安定課			
	課	長	高塩	博行
	地方職業安定監察官		鈴木	幾久
	電話	028(610)3555		